

社会福祉法人

真庭市社会福祉協議会

災害時事業継続計画

(BCP)

Business continuity plan

風水害対策編

第 1 版

令和 6 年 3 月

目次

法人概要.....	3
総則	3
1 基本方針	3
2 推進体制（平常時の災害対策の推進体制）	4
3 リスクの把握（危険・安全ゾーンの確認）	4
（１）ハザードマップの確認	4
（２）被害想定	8
4 風水害対策における事業継続計画の全体像.....	9
5 優先業務の選定.....	10
（１）非常時優先事業	10
（２）優先する事務.....	11
6 現状の課題と対策.....	11
I 自施設での対応（自助）	12
1 平常時の対応	12
（１）建物・設備の安全対策.....	12
（２）電気が止まった場合の対策.....	13
（３）水道が止まった場合の対策.....	15
（５）通信が麻痺した場合の対策.....	15
（５）システムが停止した場合の対策	16
（６）衛生面（トイレ等）の対策.....	17
（７）必要品の備蓄.....	17
（８）資金手当て.....	17
2 緊急時の対応	18
（１）BCPの発動基準（地震災害も同様）	18
（２）職務代行の順位	18
（３）職員行動基準（災害対応マニュアルと同じ）	18
（４）対応体制	18
（５）対応拠点	19
（６）職員の安否確認	21
（７）職員の参集基準	21
（８）非常時優先業務	21
（９）職員の管理.....	22
（１０）復旧対応.....	22
II 他施設・団体等との連携	22
1 連携体制の構築	22

（１）協定締結先.....	22
（２）地域のネットワーク等の構築・参画.....	23
2 評価と改善	25
3 策定経過	26

法人概要

法人名	社会福祉法人 真庭市社会福祉協議会
代表者	会長（理事長） 三船 昌行
住所	岡山県真庭市久世 2928
電話／FAX	電話：0867-42-1005／ FAX：0867-42-2263
メールアドレス	Mail：m.shakyo@gmail.com
法人が実施するサービス	☐ 訪問介護事業所（2か所）（事業所番号北 3373400955、南 3373400351） ☐ 居宅介護支援事業所（2か所）（事業者番号：北事業所 373400088、南事業所 3373400062） ☐ 訪問入浴介護南事業所（事業所番号：3373400369） ☐ 通所介護湯原事業所（事業所番号：3373400971） ☐ 短期入所生活介護事業所（事業所番号：3373400997） ☐ 特別養護老人ホームやすらぎ（事業所番号：3373401003）

本所外観



総則

1 基本方針

真庭市社会福祉協議会の基本理念は、「すべての市民が安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。」である。経営理念として、住民主体の地域福祉を推進する、適切で質の高いサービスを提供する、経営体質を強化し、人材を育成すると定めている。今後、非常の自然災害が起こった場合、真庭市社会福祉協議会（以下、「真庭市社協」という。）の理念と経営方針に基づき、真庭市社協が取り組むべき任務、継続すべき事業について優先順位を定め、できるだけ早く業務を再開し、地域住民の福祉が継続されるよう備えておくため、業務継続計画（BCP）を作成する。

なお、介護事業については事業所ごとに BCP を作成する。（本計画では本所及び支所機能について定める。）

2 推進体制（平常時の災害対策の推進体制）

主な役割	役職	氏名	備考
統括責任者	事務局長	國米 みどり	
副統括責任者	事務局次長	岩野 哲治	
総務部門責任者	総務企画課長	佐藤 聡	
地域福祉部門責任者	地域福祉課長	三谷 親美	
介護事業部門責任者	介護事業課長	森 千枝美	

3 リスクの把握（危険・安全ゾーンの確認）

被害想定は風水害とし、被害の種類は、浸水被害及び土砂災害とする。
また、危険ゾーンと安全ゾーンの設定は以下のとおり。

根拠（出典等）	真庭市防災マップ、真庭市地域防災計画
具体的なリスク	土砂災害（美甘支所、湯原支所、勝山支所）・浸水被害（北房支所）
安全ゾーン	本所、落合支所、中和支所、八束支所、川上支所

（1）ハザードマップの確認（『真庭市防災マップ』から抽出）

① 本所（久世保健福祉会館 SRC 造 H7 建築）

真庭市久世 2928（標高 144m）

※ 浸水想定、土砂災害警戒区域なし



② 北房支所（真庭市北房振興局 1 階 H10 建築 SRC 造）

真庭市下砦部 248（標高 167m）

※ 浸水想定 0.5m（床下）土砂災害警戒区域なし



③ 落合支所（介護事業南事業所 S56 建築 RC 造）

真庭市下市瀬 558-1（標高 156m）

※ 浸水想定、土砂災害警戒区域なし、真庭市避難場所



④ 勝山支所（真庭市勝山保健福祉センター H11 建築 SRC 造）

真庭市勝山 68-2（標高 174m）※土砂災害特別警戒区域内に立地

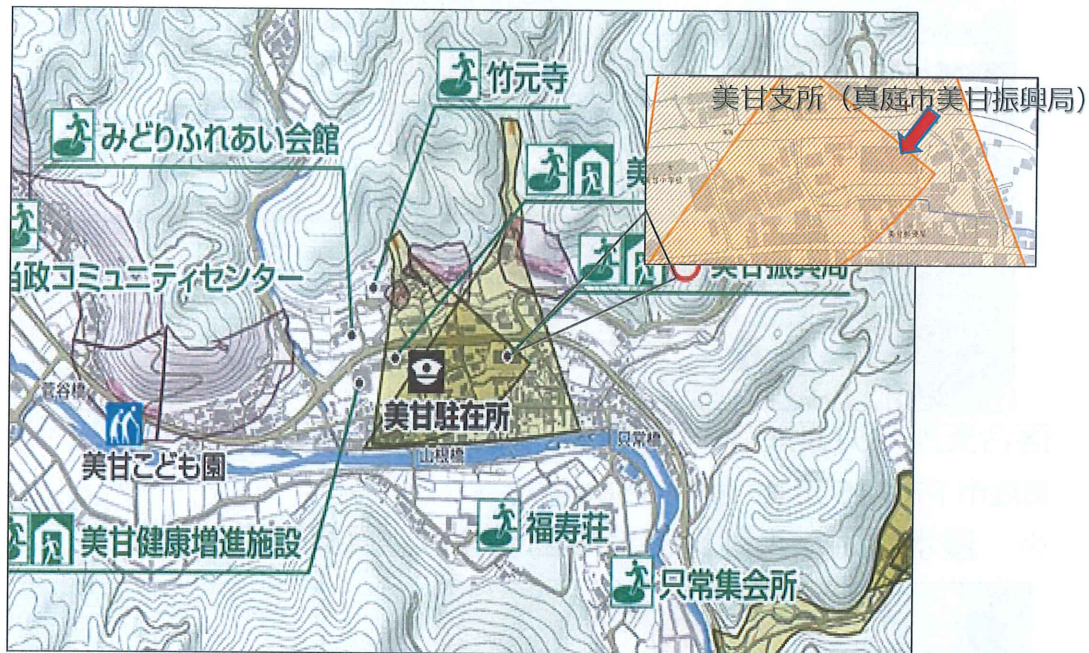
（浸水想定なし）詳細図（ピンク色：土砂災害特別警戒区域、黄色：土砂災害警戒区域）



- ⑤ **美甘支所**（真庭市美甘振興局 1 階 H16 建築、基礎・地下 RC 造 1・2 階木造）
真庭市美甘 4134（標高 410m）

※土砂災害警戒区域内に立地、浸水想定はなし

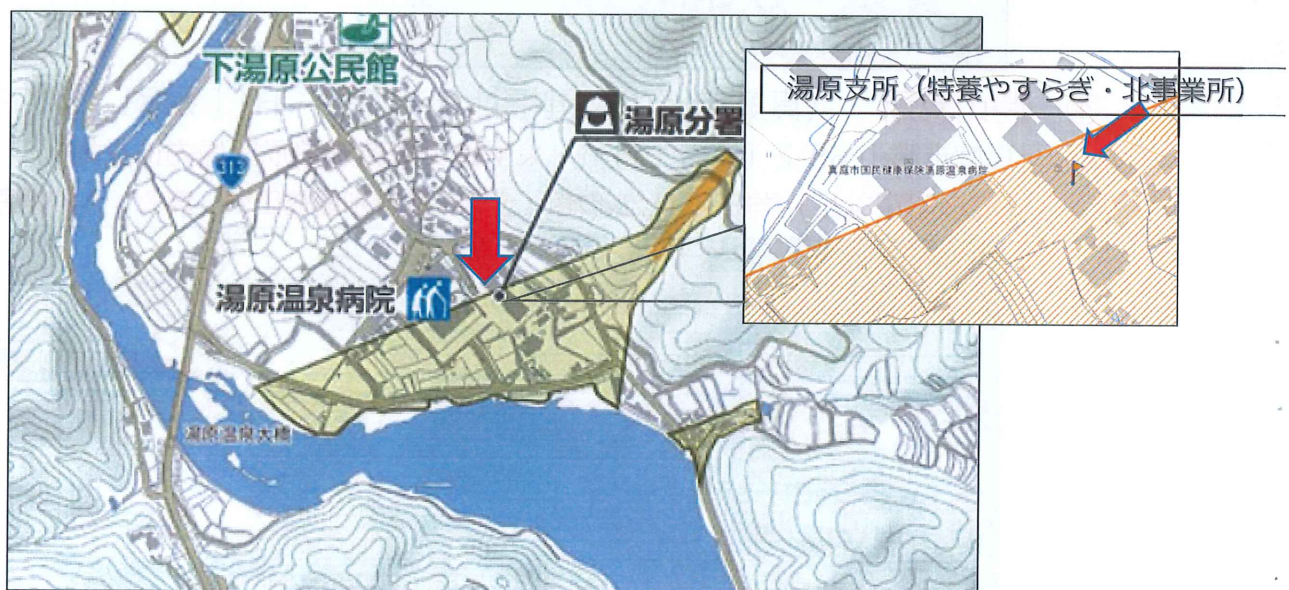
詳細図（黄色：土砂災害警戒区域）



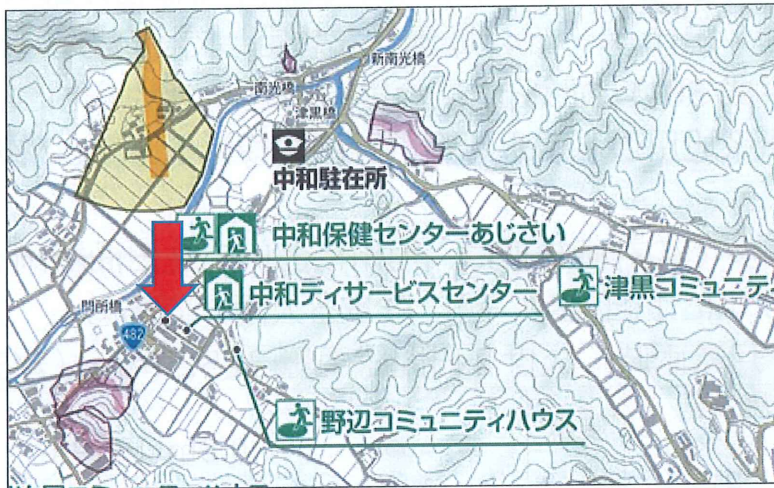
- ⑥ **湯原支所**（介護事業北事業所・特別養護老人ホームやすらぎ）

湯原保健福祉センターH12 建築 SRC 造（標高 329m）真庭市下湯原 47

※土砂災害警戒区域内に立地、浸水想定なし詳細図（黄色：土砂災害警戒区域）



- ⑦ 中和支所（中和デイサービスセンター H5 建築 RC 造）
 真庭市蒜山下和 1801（標高 482m）
 浸水想定、土砂災害警戒区域なし、真庭市避難所



- ⑧ 八束支所（八束保健福祉センター S56 建築 CB 造）
 真庭市蒜山富山根 154-1（標高 442m）
 浸水想定、土砂災害警戒区域なし、真庭市避難所



- ⑨ 川上支所（川上保健センター H7 建築 RC 造）
 真庭市蒜山上福田 425（標高 473m）
 浸水想定、土砂災害警戒区域なし



(2) 被害想定

【真庭市の被害想定及び真庭市社協 BCP の被害想定】

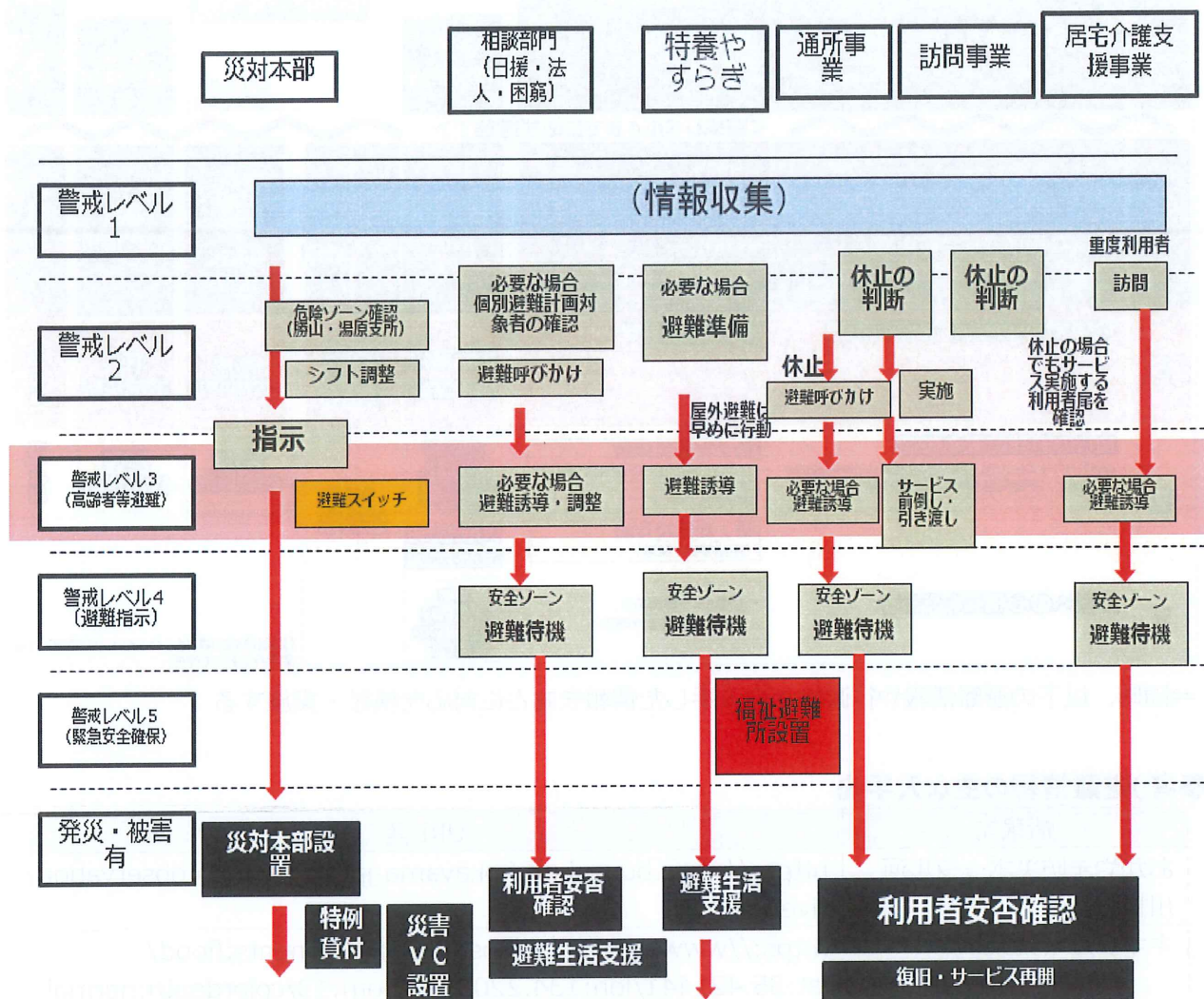
平成 29 年 3 月に作成された真庭市 BCP は、真庭市で被害が最大となる断層型地震「おおだてだんそう大立断層・たしろとうげ田代峠―ぬのえだんそう布江断層」を想定しているが、真庭市社会福祉協議会では、平成 30 年の西日本豪雨災害や近年の温暖化による集中豪雨を踏まえ、旭川水系旭川洪水浸水想定（計画規模）を本 BCP 被害想定とする。

真庭市ハザードマップでの計画規模は、旭川において 2 日間総雨 241mm（概ね 50 年から 100 年に 1 回程度、起こりうる大雨）である。

参考：平成 30 年 7 月豪雨時 久世 2 日間総雨量 325.5mm（7/5,6）

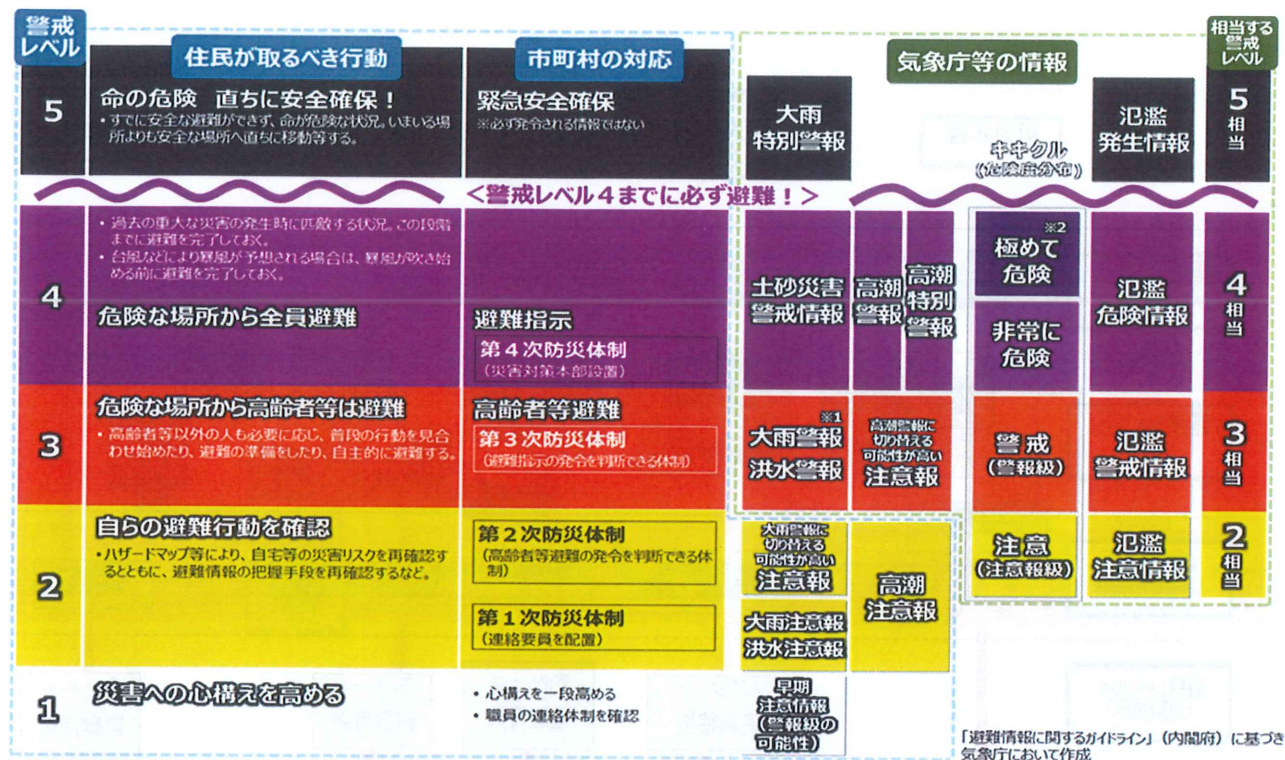
被害想定	●	風水害 (浸水災害)	浸水深	●	0.5m以下想定
	●	風水害 (土砂災害)		●	敷地内（勝山支所・湯原・美甘支所）に土砂災害（特別）警戒区域有
		その他	●	敷地内（サービス圏域）に土砂災害特別警戒区域有	
			●	敷地内（サービス圏域）に土砂災害警戒区域有	
季節	●	春・秋期			
	●	夏期			
		冬期			
時間帯	●	日中（職員が比較的多い時間帯）			
	●	夜間・休日（職員が手薄な時間帯）			
法人内実施事業	●	入所事業			
	●	通所事業			
	●	短期入所			
	●	訪問事業（訪問介護事業・居宅介護・入浴事業）			
	●	相談業務			

4 風水害対策における事業継続計画の全体像



(参考)警戒レベルの設定（気象庁ホームページより）

⇒基本は警戒レベル3（高齢者等避難）が行政より発令された時点で避難開始を行う必要あり



⇒随時、以下の避難情報や行政等から入手した情報をもとに対応を検討・実施する

(参考)避難情報の主な入手先

情報先	URL 等
おかやま防災ポータル河川情報	https://www.bousai.pref.okayama.jp/sp.html?p=observation/river
キキクル（気象庁）	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/lat:35.421441/lon:134.220829/zoom:13/colordepth:normal
川の防災情報（国土交通省）	https://www.river.go.jp/index
Yahoo!大雨警戒レベルマップ	https://typhoon.yahoo.co.jp/weather/river/

5 優先業務の選定（巻末に業務一覧を掲載）

（1）非常時優先事業

- ・ 包括的な相談支援対応の取り組み
- ・ 指定管理事業
- ・ 災害ボランティアセンターなど災害緊急対応体制の整備
- ・ 個別支援活動の推進

(2) 優先する事務

①本所

総務企画課

- ・ 会計、職員の給与事務、福利厚生及び服務に関すること
- ・ 支所との連携に関すること
上記の他、非常時に新たに発生し緊急に対処すること
- ・ 事務所（本所）の管理に関すること
- ・ 災害ボランティアセンター委託契約に関すること
- ・ 相談支援業務に関すること

②地域福祉課

- ・ ボランティアセンターに関すること
- ・ 生活福祉資金に関すること
- ・ 日常生活自立支援事業に関すること
- ・ 法人後見事業に関すること

上記の他、非常時に新たに発生し緊急に対処すること

②各支所

本所業務と同様

<優先する事務以外の業務>

- ・ 非常時優先業務以外の事務は、当面休止する。

6 現状の課題と対策

検討部署	区分	項目	課題内容	対応の方向性	関係部	目標完了期限
総務企画課	経理	職員給与の支給	停電によるシステムダウン	発電機の手配	市健康推進課	停電復旧見込による
総務企画課	通信手段	携帯電話	停電による事務所電話不通	業務用・職員の携帯電話借用	市健康推進課	停電復旧見込による

総務企画課	委託契約	災害ボラセン設置	市との委託契約	委託契約締結	市危機管理課	災害発生後ただちに
地域福祉課	支援者の安全確保	安否確認	日援・後見利用者の安全確保	避難先の調整	市災害対策本部	災害発生後 1 週間以内

I 自施設での対応（自助）

1 平常時の対応

（1）建物・設備の安全対策

①人が常駐する場所の浸水害対策（網掛け：ハザードあり）

場所	対応策
本所（久世保健福祉会館）	浸水想定、土砂災害警戒区域なし
北房支所 （真庭市北房振興局）	職員が立ち入れる程水が引いた段階で、事務所の復旧を図る。 浸水前に可能な限り、庁舎 3 階へ機材、書類を退避させる。
落合老人福祉センター（落合支所・介護事業所）	地形的に浸水は無しと想定するが、周辺の水没が解消しアクセスが復旧次第、業務を再開する。
勝山保健福祉センター（勝山支所）※土砂災害警戒区域内	土砂災害警戒情報が発表されている場合は、事務所での作業は実施しない。業務中に土砂災害警戒情報が発表された場合は、本所へ避難する。
真庭市美甘振興局（美甘支所）	土砂災害警戒情報が発表されている場合は、事務所での作業は実施しない。業務中に土砂災害警戒情報が発表された場合は、本所の指示に従い、安全を確保する。
湯原保健福祉センター（湯原支所）	土砂災害警戒情報が発表されている場合は、事務所での作業は実施しない。業務中に土砂災害警戒情報が発表された場合は、本所の指示に従い、安全を確保する。
中和デイサービスセンター（中和支所）	浸水想定、土砂災害警戒区域なし

八束老人福祉センター（八束支所）	浸水想定、土砂災害警戒区域なし
川上保健センター（川上支所）	浸水想定、土砂災害警戒区域なし

（２）電気が止まった場合の対策

本所（久世）、落合、勝山、美甘、湯原、中和、八束、川上支所はいずれも浸水想定は無し。北房支所は 0.5m の浸水想定があるが、自家発電装置（72 時間）がある。美甘支所も自家発電装置（72 時間）ある。

一般家庭等（低圧）におけるコンセント（一般的に、床高 50cm+コンセント設置高 20cm）から漏電した場合については、漏電遮断器が動作し、家庭内の電気は停電する（ただし、一般家庭等における漏電遮断器の普及率は 100% ではない）。高圧受電の利用者において、浸水による漏電の可能性がある場合、これにより街区単位で電力の供給が停止する。

①各施設の対策

場所	対応策
久世保健福祉会館（本所）	空調も停止する。発電機と燃料を手配する。冬季の場合はストーブ等も手配。
真庭市北房振興局（北房支所）	非常用発電装置(72h)電源を利用。
落合老人福祉センター（落合支所・介護事業所）	長時間停電に備え、発電機 2 機の購入を検討する（主に PC 用）。合併浄化槽のブローアーには電気が必要。長時間の停電を想定しメンテナンス業者にバックアップ方法について確認を行っておく。（訓練実施も検討）
勝山保健福祉センター（勝山支所）	長時間停電に備え、発電機 2 機の購入を検討する。土砂災害警戒情報が発表されている場合は出勤しない。
真庭市美甘振興局（美甘支所）	非常用発電装置(72h)電源を利用。
湯原保健福祉センター（湯原支所）	非常用発電設備は消防湯原分署に設置。非常用コンセントあり。空調はガス・電気併用。合併浄化槽のブローアーには電気が必要。長時

	間の停電を想定しメンテナンス業者にバックアップ方法について確認を行っておく。(訓練実施も検討)
中和デイサービスセンター (中和支所)	電源復旧までは可能な事務を遂行。
八束老人福祉センター (八束支所)	電源復旧までは可能な事務を遂行。
川上保健センター (川上支所)	電源復旧までは可能な事務を遂行。

②勝山支所の電力対策 (土砂災害警戒情報や避難情報が解除された後、停電の場合)

代替機器

【ポータブル発電機 2 台】定格出力 2,600va (3.3 時間 燃料 4.6 L) × 2

稼働したい設備・機材	起動電力 (瞬間出力)	消費電力 (定格出力)	使用時間	必要容量 (最大容量)
①LED 照明 2 台	120w	120w	8 h	960w h
②ノート PC3 台	90w	90w	〃	720w h
③扇風機	80w	40w	〃	320w h
④携帯電話 2 台	40w	40w	〃	320w h
⑤モデム 1 台	40w	40w	〃	320w h
⑥ルーター	15W	2.16W	〃	32.4wh
⑦コピー複合機	1,500w	500w 動作時	100 枚	1000W
合計	1,885w	832.16w		3,352.4w h

③電気の修理・保全に関する連絡先

	事業者名	連絡先	備考
本所	真庭市健康推進課	内線 1502	賃借契約
北房	真庭市北房振興局	(0866) 52-2900	〃
落合	中国電気保安協会	(086828-0223	
勝山	真庭市勝山振興局	(0867) 44-2607	賃借契約
美甘	真庭市美甘振興局	(0867) 56-2611	〃
湯原	中国電気保安協会	(086828-0223	指定管理
中和	真庭市蒜山振興局	(0867) 66-2511	〃
八束	〃	〃	〃
川上	〃	〃	賃借契約

(3) 水道が止まった場合の対策

上水道：久世、落合、浄水場は浸水想定はなし。勝山（城山）浄水場は土砂災害警戒区域内。美甘・湯原簡易水道は井戸、中和（下和簡易水道）は表流水、八束、川上簡易水道については湧水等であり、過去に川上簡易水道は取水設備が土砂で破損し、断水した。長引く断水が想定される場合は、事務所の集約化を図ることとし、職員用の飲料水・生活用水の備蓄は行わない。

① 下水道の修理・保全に関する連絡先

	事業者名	連絡先	備考
落合支所	真庭環境衛生管理(株)	0867-52-8077	合併処理浄化槽
湯原支所	〃	〃	〃

場所	対応策
本所・各支所	断水により水洗トイレが使えない場合は、事務所の集約を図る。

(4) L P ガス：50 c m以下の浸水想定は北房支所のみ。50 c m以下の浸水想定では使用可能

ガスの修理・保全に関する連絡先

	事業者名	連絡先	備考
落合支所	小寺石油(株)	0867-52-0018	
湯原支所	(有)大美石油店	0867-62-2036	

(5) 通信が麻痺した場合の対策

- ① 固定通信：通信ケーブルの断線、建物の電力設備が浸水した場合は、固定通信は使用ができない。北房振興局は停電になっても72時間は発電機が稼働するが、それ以上の使用については燃料の補給が必要である。集合住宅等の主配線盤（M D F）は、防水対策がされている場合が多いが、停電になった場合や、浸水でコンセントが使用できない場合は、電源を必要とする固定電話は使用できない可能性が高い。建物によって異なるが、戸建住宅や集合住宅のコンセントやモジュージャック、及び集合住宅等に設置された主配電盤（M D F）への浸水により、固定通信へ影響を受ける可能性がある。

- ② 移動通信：停電する範囲でも、非常用電源により通信は継続するが、通信ケーブルへの被害（破損等）により通信が途絶するおそれがある。基地局には非常用電源（エンジンやバッテリー）が設置されているが、稼働時間は1日以下。浸水域外の基地局の電波が届いていれば通信の使用は可能だが、都市部の一般ビル設置の基地局では1つの基地局のカバーエリアは数百mが一般的である。（内閣府：洪水・高潮からの大規模・広域避難検討 WG・ライフラインの浸水対策より抜粋）

場所	対応策
本所・各支所	一般回線は使えず、携帯電話が使える場合は、社協が契約している携帯電話をシェアして使用する。支障がある場合は職員個人の携帯電話を借用し、費用弁償する。長期間、携帯電話網がダウンしている場合は、総務省中国通信局からの衛星携帯電話の支援を検討。

（５）システムが停止した場合の対策

□通信対策 / システムが停止した場合の対策

本所、支所間で共有するネットワークは無く、各支所の単独のシステムであるため、施設ごとに不具合に対処する。インターネット環境に不具合が生じた場合は、Wi-Fi を利用し、00000JAPAN（ファイブゼロジャパン）などの災害時の公衆無線 LAN を活用する。（パスワード等が不要なため、セキュリティが低いため扱う情報については、慎重に検討し最低限に使用する）

システムの修理・保全に関する連絡先

事業者名	連絡先	備考
(株)ランネット	0867-52-3000	

場所	対応策
真庭市北房振興局 (北房支所)	事務所が水没する前に、可能な限りパソコン、ハードディスク等を建物の2階などへ退避させる。それでも水没し、パソコンなどが使えない場合は、水没していない支所の機器や事務用品を代替する。平素からメモリーなどへバックアップデータも保管に努める。

(6) 衛生面（トイレ等）の対策

【利用者】

ボランティアセンターを設置する場合で、設置する支所等の上下水道が復旧しておらず、その間にボランティアが集まる見込みがある場合は、建材リース会社、協定先などから仮設トイレを必要量手配する。

【職 員】

被災した支所等ではやむを得ず事務を行わなくてはならない場合で、トイレが使用できない場合は、上記同様に仮設トイレを手配する。また、応急の対処のため簡易トイレや処理剤、トイレ用テントなどの備蓄を検討する。

【汚物対策】

上記の場合で、排せつ物の処理が必要となった場合は、屋外にテント等を使用し仮設のストックヤードを造営して、一定期間保管し焼却場で処分する。

(7) 必要品の備蓄

現在、本所・支所では備蓄品を準備していない。通勤可能な職員が災害時の社協事務に従事すると想定している。しかし、想定外の水害等で帰宅できない職員や継続しての業務が発生する場合に備え、備蓄について検討を行う。

(8) 資金手当て

本所、各支所など保険での保障は担保しているが、当面の資金繰りは平常業務内で行うこととなる。大水害が想定される場合は、あらかじめ有価証券等の重要書類は銀行の貸金庫他安全な場所へ退避させるとともに、被災後の現金の必要性を鑑みて、被災前に現金を準備する。

2 緊急時の対応

(1) BCP の発動基準（地震災害も同様）

市内全域、または一部地域が水害により大きな被害を受け、社協の平常業務ができないと判断される場合、会長は BCP を発動する。

(2) 職務代行の順位

第 1 位順位	第 2 位順位	第 3 位順位	第 4 位順位
事務局長	事務局次長	総務企画課長	地域福祉課長

(3) 職員行動基準（災害対応マニュアルと同じ）

災害の発生時は、一番に職員各自の安全を確保する。

災害発生時の職員の参集については、災害（風水害・地震）が発生し、市内に甚大な被害が生じたと想定される場合は、社協会長の指示により管理職は本所及び各支所へ速やかに出勤し対応を検討する。

ア 真庭市内で台風の接近等により暴風や大雨による洪水や浸水が発生した場合

イ 岡山県北で震度 5 以上の地震が発生した場合

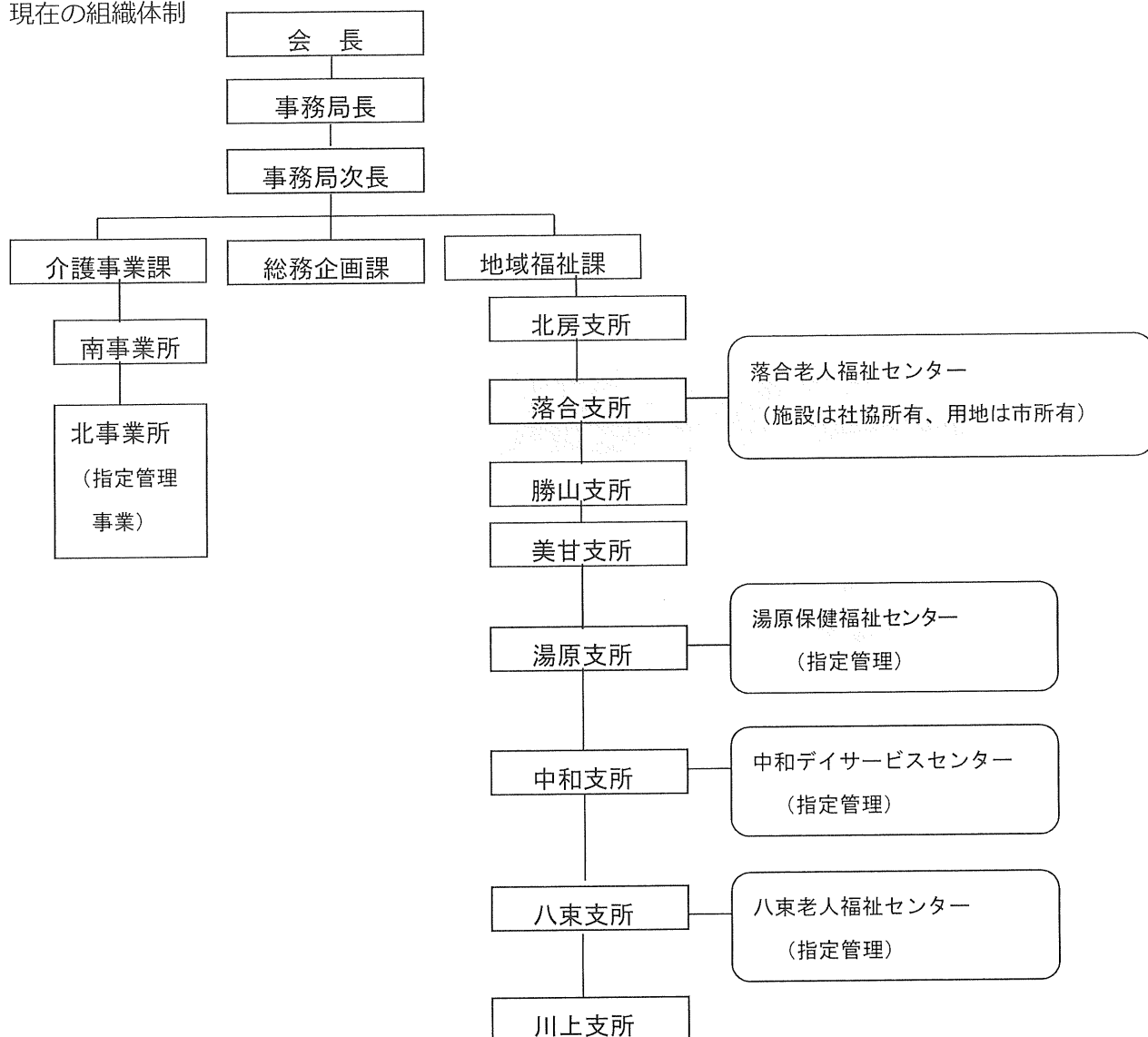
※ 他の職員は自宅待機、または連絡が取れる状態を維持する。

※ 夜間に発生した場合は、原則夜が明けるのを待って出勤する。

(4) 対応体制

介護事業課は、各事業所の BCP により事業継続するが、場合により組織全体での応援体制をとるものとする。会長は原則自宅待機し、事務局長が指示を受け現場を統括する。災害ボランティアセンターを設置する場合は、災害対応マニュアルに従って運営する。

現在の組織体制



(5) 対応拠点

災害対策本部の場所を想定する。

●本部・第1候補

【本部】	【災害ボラ】	【特例貸付】
真庭市社協本所 (久世保健福祉会館)	真庭市社協本所 (久世保健福祉会館)	真庭市社協本所 (久世保健福祉会館)

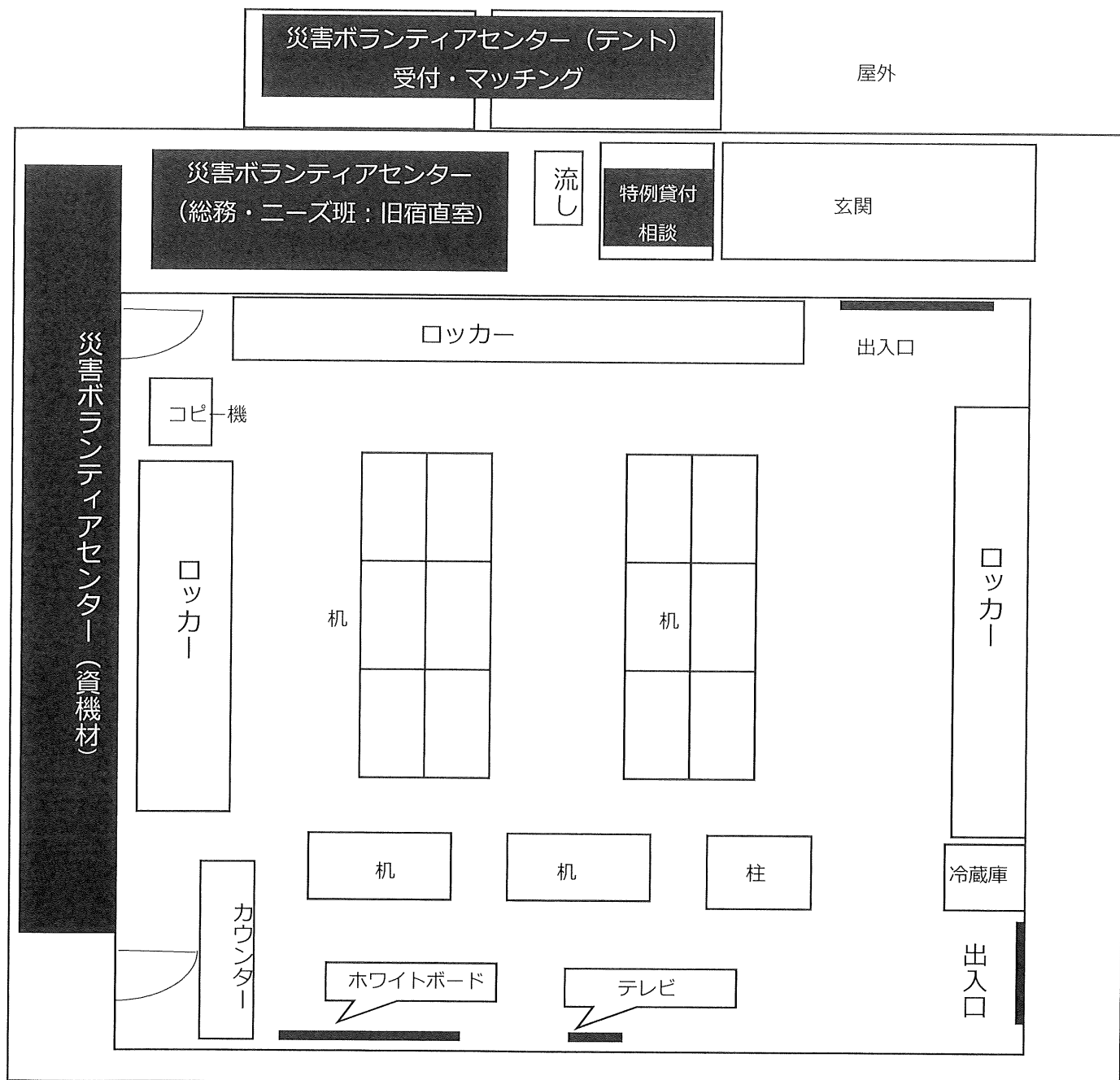
●本部・第2候補

【本部】	【災害ボラ】	【特例貸付】
落合支所 (落合老人福祉センター)	勝山支所 (勝山保健福祉センター)	勝山支所 (勝山保健福祉センター)

●本部・第3候補

【本部】	【災害ボラ】	【特例貸付】
勝山支所（勝山保健福祉センター）	北房支所（北房振興局）	落合支所（落合老人福祉センター）

□本部・第1候補レイアウト図



(6) 職員の安否確認

本所、各支所の管理職は所属する職員の安否確認を電話、SNS などを活用し行い、本所へ報告する。発災時に自宅から離れた場所にいる場合は、職員自ら所属長へ安否を連絡する。電話がつかない場合は、災害用伝言ダイヤル等や LINE 安否確認等も活用する。

※LINE 安否確認は震度 6 以上の地震などが起こった場合、インターネット環境が維持されていれば、自動的に画面表示され安否情報を表有することができるサービス。

(7) 職員の参集基準

災害の規模によっては、自宅からの出勤が困難である場合や、職員自らが被災している場合も想定される。その場合は所属長へ連絡を取り、出勤可能な支所へ出勤する。自宅が被災した場合は、応急復旧が必要な場合等、所属長の指示に従う。

安全に出勤できる場合は、勤務地へ出勤する。浸水害が想定される場合等危険が予想される場合の無理な出勤は控える。

(8) 非常時優先業務

①非常時優先業務

「非常時優先業務」とは、真庭市社協の業務のうち、市民に与える影響が大きく、災害が発生した場合においても優先して実施すべき業務である。

具体的には、事務所の応急復旧や通常業務のうち中断すると市民生活に影響の出る業務である。逆に非常時優先業務以外の業務は、縮小・休止し非常時優先業務に注力するものとする。主なものは以下のとおり。

本所：災害ボランティアセンター設置、運営業務 総務企画課：事務所の復旧、職員給与・会計事務、市との協議 地域福祉課：法人後見、日常生活自立支援事業利用者の支援

介護事業課：各事業所の BCP に従う

各支所：施設の復旧、法人後見、日常生活自立支援事業利用者の支援

(9) 職員の管理

非常時優先業務では、勤務時間が長時間化するため、参集可能な職員で勤務シフトを作り、継続可能な業務体制をとるものとする。

(10) 復旧対応

事務所、施設が被災した場合の復旧については市と協議し、速やかな復旧を図る。

Ⅱ 他施設・団体等との連携

1 連携体制の構築

(1) 協定締結先

●真庭市

協定の目的：災害ボランティアセンターの設置・運営
福祉避難所（特養やすらぎ）

費用負担：委託契約により真庭市が支払い

●ライオンズクラブ(LC)国際協会 336-B 地区 3 R-2Z（市内 5 LC）

協定の目的：災害ボランティアに対する支援

費用負担：ライオンズクラブ(LC)

●岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定

協定の目的：県内の社協が災害ボランティアセンターの運営支援を中心に人的支援を行うもの

費用負担 受入側社協（市町村から委託料として支弁）

●中国ブロック指定都市社会福祉協議会災害時の相互支援に関する協定

協定の目的：中国地方内の社協が被災地支援に係るボランティア等の調整などを支援

費用負担：受入側社協（市町村から委託料として支弁）

(2) 地域のネットワーク等の構築・参画

【連携関係のある施設・法人】

●まにわささえ愛ネット

社会福祉事業を実施する社会福祉法人が分野や立場を超えて相互に連携し制度の狭間の二ーズや複合的な課題に対して、地域が必要とする新たな福祉サービスの開発及び支援等「地域における公益的な取組み」を行い、社会福祉法人の使命と役割の向上を図るため、会員相互の連携・協働を促進することを目的とする。

【連携のある法人】

1	社会福祉法人 鶯園 特別養護老人ホーム千寿荘
2	社会福祉法人 翠明会 特別養護老人ホーム緑風荘・第二緑風荘
3	社会福祉法人 恵神会
4	社会福祉法人 十字会
5	社会福祉法人 特別養護老人ホーム 檜山荘
6	社会福祉法人 吉美会 介護老人福祉施設 花岡荘
7	社会福祉法人 郁青会 養護老人ホーム 百楽苑
8	社会福祉法人 慶光会
9	社会福祉法人 秋桜会
10	旭川荘真庭地域センター
11	社会福祉法人新庄村社会福祉協議会

【連携のある組織】

	地区社協名	地 区
1	中津井せんだんの会福祉部	北房
2	砦部地区社協	北房
3	阿口地区社協	北房
4	上水田ふれあい助けあい隊	北房
5	セーブ水田（水田地区社協）	北房
6	落合地区社会福祉協議会	落合
7	天津地区社会福祉協議会	落合

8	津田地区むらづくり推進委員会	落合
9	木山地区社会福祉協議会	落合
10	美川地区社会福祉協議会	落合
11	河内地区福祉の村づくり	落合
12	川東地区社会福祉協議会	落合
13	川南地区社会福祉協議会	久世
14	久世まちなか社会福祉協議会	久世
15	草加部地区社会福祉協議会	久世
16	余野地区社会福祉協議会	久世
17	檜邑地区社会福祉協議会	久世
18	遷喬東地区社会福祉協議会	久世
19	宮芝・町西福祉の会	久世
20	ひまわり福祉の会	久世
21	米来地区社会福祉協議会	久世
22	月田地区コミュニティ協議会	勝山
23	富原地区高齢者福祉のむらづくり 推進委員会	勝山
24	勝山地区社会福祉協議会	勝山
25	川西地区社会福祉協議会	勝山
26	城北村づくりの会福祉部	勝山
27	美甘地区地域福祉推進委員会	美甘
28	湯原西地区社会福祉協議会	湯原
29	湯原南地区社協	湯原
30	二川ふれあい地域づくり委員会	湯原
31	湯原東地区社協	湯原
32	中和地区社協	中和
33	八束地区社協	八束
34	川上地区社協	川上

□行政・関係機関の連絡先一覧

	連絡先	電話番号	備考
行政	真庭市福祉課	0867-42-1581	内線 1703
	真庭市高齢者支援課	0867-42-1074	内線 1804
	真庭市地域包括支援センター	0867-42-1079	内線 5174
	まにわ権利擁護ステーション	0867-42-1666	内線 1806
	真庭市危機管理課	0867-42-1126	内線 3133
関係機関	岡山県社会福祉協議会	086-226-2822	
	真庭ライオンズクラブ	0867-62-2478	湯原観光協会内
	まにわささえ愛ネット		事務局 真庭市社協
	まにわ権利擁護ネットワーク	0867-44-1251	真庭法律事務所内
	日本赤十字社岡山支部	086-221-9595	
	岡山県災害派遣福祉チーム（美作西圏域）DWA T	0867-55-2921 （十字会） 0867-42-5601 （恵神会）	
	地区社会福祉協議会		
	真庭市民生委員・児童委員協議会	福祉課内	
その他	真庭青年会議所	0867-42-4453	

（３）訓練

被災後に災害ボランティアセンターを設置する事態を想定し、２年に１回は関係団体の参加を促し、災害ボランティアセンター設置訓練（災害ボランティア養成講座）を実施するものとする。

２ 評価と改善

このBCPが形だけのものにならないよう、理事会、評議員会で説明し市民へも公表する、社協の各介護事業所のBCPとの整合性を図りながら、毎

年見直しを行う。また、近年の地球温暖化とそれに伴う自然災害を教訓としながら随時修正するものとする。

3 策定経過

□BCP 策定にあたっての取り組み

年月	取り組み内容
令和5年7月27日	組織内協議 本所（國米、岩野、佐藤、三谷）、 延本施設長、森課長、長須所長代理
令和5年11月6日	中間確認協議（本所 岩野、介護事業課 森、居 宅北 金ヶ江、居宅南 小川、通所 美甘律 子、特養 延本）
令和5年11月29日	岡山県社協 事業継続計画（BCP）策定検討会参 加（Web）
令和5年12月14日	進捗確認・協議（本所 岩野、介護事業課 森、 居宅北 金ヶ江、居宅南 森、通所 美甘律子、 特養 延本）
令和6年1月30日	第4回協議（本所 岩野、介護事業課 森、通所 美甘律子、特養 延本）
令和6年3月	理事会、評議員会提出
令和6年3月	BCP（自然災害・風水害編）完成

□BCP 管理用

年月	修正・改定等作業
令和6年3月	BCP（自然災害・風水害編）第1版 完成

災害時応急業務

通常業務のうち優先すべき業務

①応急業務

部署名	総務企画班
-----	-------

区分	業務名	優先度	業務開始目標時間				
			1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内
避難所の開設・運営に関する こと	福祉避難所（やすらぎ）の開設・運営	A	●	→	→		
	備品・消耗品の準備及び貸出し	A	●	→	→		
	行政等との連絡調整	A	●	→	→		
災害対策本部 の運営に関する こと	本部会議の運営	A	●	→	→	→	
被害状況等の 把握に関する こと	職員の安否確認	A	●	→			
	職員参集の確認	A	●	→			
	市内の被害状況に関する情報の集約	B		●	→	→	→
事務局環境の 整備に関する こと	電話機の増設	B		●	→		
	資機材・備品の調達	B		●	→		
	事務用品・消耗品の発注	B		●	→		
その他	時間外労働の管理	A	●	→	→	→	→
	職員のメンタルヘルスに関すること（職員の ヒアリング等）	C				●	→
	ボランティア保険申込者の管理	B		●	→	→	→

部署名	災害ボランティアセンター班
-----	---------------

区分	業務名	優先度	業務開始目標時間				
			1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内
災害VCの立ち 上げに関する こと	市内の被害状況に関する情報の集約	B		●	→	→	→
	災害VC立ち上げの時期・場所の協議	B		●	→		
	行政等との連絡調整	B		●	→		
	災害VC設置期間・設置場所の決定	B		●	→		
	災害VC設置レイアウトの設定	B		●	→		
	資機材の調達、手配、支援	B		●	→		
	県社協等との連絡調整	B		●	→	→	→
	情報発信に関する検討	B		●	→		
	問い合わせ対応（FAQの作成）	B		●	→	→	→
	ホームページ、SNSの更新	B		●	→	→	→
	ボランティア希望者等からの問合せ対応	B		●	→	→	→
	災害VC立ち上げ	B		●	→		
災害VCに係る 応援職員派遣	県社協等との連絡調整	B		●	→	→	→
	県社協への職員の派遣要請	B		●	→	→	→

要請に関する	行政等への職員の派遣要請	B		●	→	→	→
災害VCの運営 に関すること	被災者ニーズへの対応及び調整	B		●	→	→	→
	ボランティア募集及び活動内容の周知	B		●	→	→	→
	ボランティア保険の加入受付及び説明	B		●	→	→	→
	被災者ニーズやボランティア受入状況の集約と情報提供	B			●	→	→
	災害VCの閉鎖、被災者支援の内容検討	D					●
地域支え合い センターの立 ち上げに關 すること ※開始時期、 設置について は災害の程 度、仮設住宅 の設置による	開設に向けた検討、県社協との協議	C				●	→
	地域支え合いセンター立ち上げの時期・場所の協議	C				●	→
	行政等との連絡調整	C				●	→
	地域支え合いセンター設置期間・設置場所の決定	D					●
	地域支え合いセンター設置レイアウトの設定	D					●
	OA機器、事務用品の調達、手配、設置	D					●
	情報発信に関する検討	D					●
	問い合わせ対応（FAQの作成）	D					●
	ホームページ、SNSの更新	D					●
	地域支え合いセンター立ち上げ	D					●
その他	関係諸団体（ボラ連、防災ボラ等）との連絡調整	B		●			
	応援職員の事前レクチャー・業務引き継ぎ	B		●			
	復興支援に向けての準備	C				●	→

部署名	法人後見・日常生活自立支援班
-----	----------------

区分	業務名	優先度	業務開始目標時間				
			1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内
利用者の安否 確認に関する	各事業利用者の安否確認及び所在確認	A	●	→	→		
	事業の停止又は、事業継続の調整	A	●	→	→		
利用者の状況 把握に関する こと	利用者ニーズの把握	A	●	→	→		
	避難先の確保及びサービス利用調整	A	●	→	→	→	→
	利用者等からの問い合わせ対応	A	●	→	→	→	→
	職員による利用者訪問	A	●	→	→	→	→
	利用者家族の被害状況の把握	B		●	→	→	→

	通常業務の再開検討	B		●	→	→	→
--	-----------	---	--	---	---	---	---

部署名	福祉避難所
-----	-------

※福祉避難所は特養やすらぎのみ

区分	業務名	優先度	業務開始目標時間				
			1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
避難所の開設・運営に関すること（特養やすらぎ）	福祉避難所の開設・運営	A	●	→	→		
	備品・消耗品の準備及び貸出し	A	●	→	→		
	避難所における避難者受入・対応	A	●	→	→		
	本所への状況報告（随時）	A	●	→	→		
利用者の安否確認に関すること	各事業利用者の安否確認及び所在確認	A	●	→	→		
	事業の停止又は、事業継続の調整	A	●	→	→		
利用者の状況把握に関すること	利用者ニーズの把握	A	●	→	→		
	避難先の確保及びサービス利用調整	B		●	→	→	→
	利用者等からの問い合わせ対応	B		●	→	→	→
	職員による利用者訪問	B		●	→	→	→
	利用者家族の被害状況の把握	B		●	→	→	→
その他	特例貸付け等の準備						
	通常業務の再開検討	B		●	→	→	→

部署名	介護事業班
-----	-------

区分	業務名	優先度	業務開始目標時間				
			1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
利用者の安否確認に関すること	各事業利用者の安否確認及び所在確認	A	●	→	→		
	事業の停止又は、事業継続の調整	A	●	→	→		
利用者の状況把握に関すること	利用者ニーズの把握	A	●	→	→		
	避難先の確保及びサービス利用調整	B		●	→	→	→
	利用者等からの問い合わせ対応	B		●	→	→	→
	職員による利用者訪問	B		●	→	→	→
	利用者家族の被害状況の把握	B		●	→	→	→
その他	特例貸付け等の準備						
	通常業務の再開検討	B		●	→	→	→

①通常業務のうち優先すべき業務

部署名	総務企画班
-----	-------

区分	業務名	優先度	業務開始目標時間				
			1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内
役職員に関すること	役員の安否確認	A	●	→			
法人の運営に関すること	真庭市への連絡	A	●	→			
	理事会、評議員会の運営	D					
	岡山地方裁判所津山支部への連絡（期限延長等の確認）	B		●	→		
会計に関すること	金融機関の状況（送金可否）確認	B		●	→		
	支出日の延期等調整（各支所へ連絡）	B		●	→		
会議・研修会に関すること	内部での中止・延期の協議	D					●
	会場への予約取り消し	D					●
	出席者への連絡	D					●
採用に関すること	内部での中止・延期の協議	C			●	→	
	応募者への連絡	C			●	→	
	試験会場の予約取り消し	C			●	→	
	求人情報の変更	C			●	→	
	採用内定者への連絡	C			●	→	
OAに関すること	電話、サーバー、PC、複合機等の動作確認	A	●	→			
	保守契約先への連絡	B		●	→		
備品に関すること	破損箇所の確認	C			●	→	
	修理依頼・発注	C			●	→	
その他	郵便局・宅配業者の状況確認	B		●	→		
	出張等中止に伴う処理	C				●	→
広報誌等の発行	内部で中止・延期の協議	C			●	→	
	委託先との協議	C			●	→	
	取材先への連絡	C			●	→	

部署名	地域福祉班
-----	-------

区分	業務名	優先度	業務開始目標時間				
			1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内
会議・研修に関すること	内部での中止・延期の協議	B		●	→		
	会場の予約取り消し	B		●	→		
	出席者・参加者への連絡	C			●	→	
	講師等への連絡	C			●	→	
会員に関すること	会費請求の延期	D					

ふれあい・いきいきサロンに関する こと	サロンへの職員の参加	D					●
	サロンの立上げ支援	D					●
	サロン説明会	D					●
	サロン助成金の支給	D				●	→
生活支援コーディネーターに関する こと	利用者の安否確認	A	●	→			
	生活支援コーディネーター活動	D					●
	協議体等の中止・延期の協議	D					●
ボランティアに関する こと	地域福祉活動の中止・延期の協議	D					●
	研修会等の中止・延期の協議	D					●
	地域福祉活動団体助成金の支給	D				●	→
民生委員に関する こと	民協役員会への職員の参加	D					●
	部会活動への職員の参加	D					●
福祉委員に関する こと	福祉委員活動への支援	D					●
	総会・研修会等の中止・延期の協議	D					●
げんきＤＳに関する こと	内部での中止・延期の協議	B		●	→		
	げんきＤＳ実施地区への連絡等	C			●	→	
	げんきＤＳ実施地区への職員の派遣	D					●
総合相談に関する こと	予定していた相談の中止・延期の協議	B		●	→		
	相談予定者への連絡等	B		●	→		
	相談対応	C			●	→	

部署名	成年後見・日常生活支援班
-----	--------------

区分	業務名	優先度 A B C	業務開始目標時間				
			1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内
利用者の状況把握	利用者の安否確認	A	●	→			
利用者支援に関する こと	利用者支援	A	●	→			
相談に関する こと	後見・日援について相談	D				●	→
	申立支援	D				●	→
	広報啓発活動	D				●	→
会議に関する こと	会議の開催	D					●
	内部での中止・延期の協議	B		●	→		
	出席者・委員への連絡	B		●	→		
	会場への連絡	B		●	→		
研修に関する こと	研修会等の開催	D					●
	内部での中止・延期の協議	B		●	→		
	行政等との中止・延期の協議	B		●	→		
	講師への連絡	B		●	→		
	会場への連絡	B		●	→		
	参加者への連絡	B		●	→		
報告に関する こと	内部での延期に係る協議	B		●	→		

	県社協との協議・連絡（延期）	C			●	→	
	裁判所との協議・連絡（延期）	B		●	→		
後見受任、日援	内部での延期に係る協議	C			●	→	
契約の締結に関	県社協との協議・連絡（延期）	C			●	→	
すること	裁判所との協議・連絡（延期）	C			●	→	
請求事務に関す	請求事務	B		●	→		
ること							

部署名	介護事業班
-----	-------

区分	業務名	優先度	業務開始目標時間				
			1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内
利用者の状況把握	利用者の安否確認	A	●	→			
	利用者への重要な支援	A	●	→			
	利用者へのその他の支援	B		●	→		
研修・会議に すること	内部での中止・延期の協議	B		●	→		
	行政等と中止・延期の協議	B		●	→		
	講師への連絡	C			●	→	
	会場の予約取り消し	C			●	→	
	参加者への連絡	C			●	→	
行政への報告に すること	内部での延期に係る協議	B		●	→		
	県社協等と延期の協議	B		●	→		
契約の締結に関 すること	内部での延期に係る協議	B		●	→		
	県社協等と延期の協議	B		●	→		
請求業務に関す ること	内部での延期に係る協議	B		●	→		
	請求業務の延期	B		●	→		

部署名	特養やすらぎ班
-----	---------

区分	業務名	優先度	業務開始目標時間				
			1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内
利用者の状況把握	利用者の安否確認	A	●	→			
	利用者への重要な支援	A	●	→			
	利用者へのその他の支援	B		●	→		
研修・会議に すること	内部での中止・延期の協議	B		●	→		
	行政等と中止・延期の協議	B		●	→		
	講師への連絡	C			●	→	

	会場の予約取り消し	C			●	→	
	参加者への連絡	C			●	→	
行政への報告に 関すること	内部での延期に係る協議	B		●	→		
	県社協等と延期の協議	B		●	→		
契約の締結に関 すること	内部での延期に係る協議	B		●	→		
	県社協等と延期の協議	B		●	→		
請求業務に関す ること	内部での延期に係る協議	B		●	→		
	請求業務の延期	B		●	→		